

(1)

伊方3号運転容認

被爆者らの請求棄却



四国電力伊方原発3号機の運転差し止めなどを求めた訴訟の判決を前に、広島地裁前で行われた原告側の集会。5日午後

広島地裁

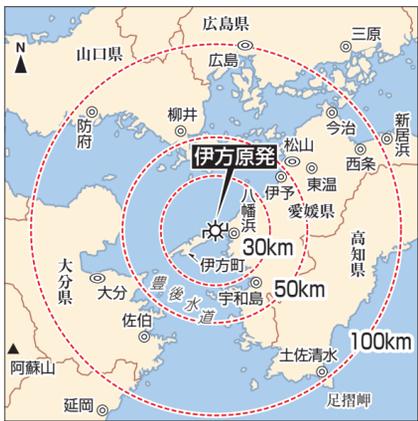
四国電力伊方原発3号機（伊方町）で大量の放射性物質が放出される事故が起きれば生命や生活が侵害されるとして、広島や長崎の被爆者らが運転差し止めなどを求めた訴訟の判決が5日、広島地裁であり、大浜寿美裁判長は原告側の請求を退けた。2011年3月の東京電力福島第1原発を契機とした伊方原発を巡る同種訴訟では、24年3月の大分地裁判決に続き、四電の災害想定や安全対策を妥当として運転を容認する司法判断が示された。

伊方原発に関する同種集団訴訟は松山地裁と山口地裁岩国支部でも争われており、松山地裁では今月18日に判決が予定されている。大分地裁原告団は、請求棄却の判決を不服として福岡高裁に控訴している。

広島地裁での提訴は16年で、原告は被爆者38人を含む計337人。重大事故のきっかけとなる地震や火山噴火の想定が妥当性や水素爆発の危険性、避難計画などを争点に口頭弁論が45回開かれ、24年7月に結審した。原告側は、判決前に暫

四電側は、海上音波探査やボーリング調査などの結果から伊方原発の地域特性を十分に把握し基準地震動を策定しており、基礎地盤や重要な設備などに問題はなく、福島原発事故を踏まえて対策していると反論していた。

脱原発弁護団全国連絡会によると、福島原発事故以降の同種訴訟では福井水戸、札幌の3地裁で運転差し止めを命じる判決が出ている。20年には大阪地裁で関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消す判決が出ている。



月額
¥1,980



愛媛新聞 ONLINE 有料ニュースサービス

デジタルプラン

「きょうの愛媛」はデジタルで

記事をリアルタイム配信

独自コンテンツが充実 ● スポーツ速報 ● 受験情報 ● 子育て応援

アプリ全面リニューアル

愛媛新聞社デジタル報道部

E-mail: media.info@ehime-np.co.jp TEL: 089 (935) 2253

愛媛新聞社